

上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

上尾市長 畠山 稔

上尾市規則第27号

上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則
上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則（平成4年上尾市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

第7条第2号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

第9条中「医療費の支給」を「ひとり親家庭等医療費の支給」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。